

選挙人名簿および在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する
事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第28条の2から第28条の4までおよび第30条の12に規定する選挙人名簿および在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理について、必要な事項を定めることにより、選挙人名簿および在外選挙人名簿の正確性を期するとともに、これらの抄本が不当な目的等に使用されることを防止することを目的とする。

(登録の確認を目的とした閲覧の申出)

第2条 選挙人名簿の抄本の閲覧(以下「閲覧」という。)の申出をする者(以下「申出者」という。)が、法第28条の2第1項に規定する登録の確認を目的として閲覧しようとする場合は、別記第1号様式に準じて申出書を作成し、函館市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(政治活動を目的とした閲覧の申出)

第3条 申出者が、法第28条の2第1項に規定する政治活動(選挙運動を含む。)を目的として閲覧しようとする場合は、別記第2号様式に準じて申出書を作成し、委員会に提出しなければならない。

2 公職の候補者となろうとする申出者(公職にある者を除く。)が公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。)第3条の2第2項第1号の規定により、申出書に添付する資料は、次の各号に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 政治活動用看板の証票の交付が確認できるもの
- (2) 申出者を後援する政治団体の設立が確認できるもの
- (3) 政党等による公認決定を示すもの
- (4) その他委員会が適当と認めるもの

3 政党その他の政治団体である申出者が規則第3条の2第2項第2号ロの規定により、申出書に添付する書類は、次の各号に掲げるいずれかのものとする。

(1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。）第12条に規定する収支報告書の写し

(2) 規正法第9条の規定による会計帳簿の写し

(3) その他委員会が適当と認めるもの

（政治または選挙に関する調査研究を目的とした閲覧の申出）

第4条 申出者が、法第28条の3第1項に規定する政治または選挙に関する調査研究を目的として閲覧しようとする場合は、別記第3号様式に準じて申出書を作成し、閲覧しようとする日の2週間前までに委員会に提出しなければならない。

2 申出者が規則第3条の3第2項および同条第3項の規定により、申出書に添付する資料は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 調査補足説明書（別記第4号様式）

(2) 調査で使用する調査票、アンケート用紙等

(3) 公表の実績がある場合には、直近の調査票および公表の実績を示す資料

(4) 公表の実績がない場合には、公表の計画を示す資料

(5) その他委員会が適当と認めるもの

3 閲覧の件数は、一申出について200件以内とする。

（閲覧の制限）

第5条 委員会は、次の各号に掲げるいずれかのものに該当する場合は、閲覧を制限することができる。

(1) 事務に支障があると認められるとき

(2) 複数の申出者が一時に閲覧の申出をし、選挙人名簿の抄本の使用が競合するとき

2 選挙人名簿の抄本を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、一申出について原則2人以内とする。

（閲覧の拒否）

第6条 法第28条の2第3項および第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を市長あてに提出

し、ドメスティック・バイオレンスおよびストーカー行為等の加害者が判明しており、当該加害者から支援対象者についての閲覧の申出があったとき

(2) その他委員会が相当な理由があると認めるとき

(閲覧の可否の通知)

第7条 委員会は、申出者に対し、閲覧の可否について書面により通知する場合には、別記第5号様式により通知するものとする。

(閲覧者に対する本人確認)

第8条 委員会が規則第3条の2第4項第2号の規定により閲覧者が本人であることを確認するために照会する文書および回答書は、別記第6号様式とし、あわせて閲覧者に本人が確認できる書類の提示を求めるものとする。

(閲覧の方法等)

第9条 閲覧は、委員会事務局事務室において行うものとし、その時間は、委員会事務局の職員の執務時間内とする。ただし、市の休日に関覧を行う場合は、午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。

2 閲覧の方法は、読み取り、筆記または入力（読み取った内容をタイピングによりパーソナルコンピュータ等の電子計算機に入力することをいう。次条において同じ。）に限り認めるものとする。

3 次の各号に掲げるものは、いずれも認めないものとする。

(1) カメラおよびカメラ付き携帯電話その他の機器による撮影

(2) 複写機またはハンドコピー機による複写

(3) ファクシミリによる送信

4 閲覧させようとするときは、汚損、き損、加筆その他不正な行為のないように選挙人名簿の抄本を丁重に取り扱わせるものとする。

5 申出者から特に申立てがない場合には、第6条第1号に規定する支援対象者に係る記載のある部分以外の部分に限って閲覧させるものとする。

(閲覧事項の確認)

第10条 委員会は、申出書に記載された閲覧対象者の範囲と閲覧者が筆記または入力をした閲覧事項（以下「閲覧事項」という。）が一致しているか確認するものとする。この場合において、一致しないときは、申出書に記載された閲覧対象者の範囲以外の部分の閲覧事項は、抹消させるものとする。

2 委員会は、閲覧事項を適宜複写し、または入力の内容を印字することができる。

（閲覧の中止）

第11条 委員会は、閲覧者がこの要綱の定め違反し、または委員会の指示に従わない場合は、直ちに閲覧を中止することができる。

（閲覧事項の廃棄）

第12条 申出者は、閲覧事項の利用終了後速やかに別記第7号様式による「閲覧事項の利用終了および廃棄報告書」を委員会に提出しなければならない。

（閲覧状況の公表）

第13条 法第28条の4第7項に規定する閲覧状況の公表は、毎年1月末日までに、前年1月から12月までの間における閲覧状況を、市の掲示場に掲示し、および委員会のホームページに掲載することにより行うものとする。

（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

第14条 第2条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の抄本の閲覧について準用する。ただし、第2条および第3条第1項ならびに第4条第1項の規定による申出書は、それぞれ別記第8号様式および別記第9号様式ならびに別記第10号様式に準じて作成しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関する必要な事項は、委員会が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、公布の日（平成21年3月30日）から施行する。

- 2 平成18年11月1日施行の「選挙人名簿の抄本の閲覧等に関する事務処理要綱」は、廃止する。
- 3 平成20年2月20日施行の「在外選挙人名簿の抄本の閲覧等に関する事務処理要綱」は、廃止する。

附 則

この要綱は、公布の日（平成26年11月25日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日（平成29年6月1日）から施行する。